

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び 児童福祉法に基づく指定申請等書類の提出先窓口の変更について

令和2年4月1日から、地域福祉課石見スタッフは地域福祉課石見指導監査室へ組織変更されることとなります。

このことに伴い、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス事業者等の指定申請等の事務の一部が、障がい福祉課から石見指導監査室へ移管することとなります。

つきましては、県西部に所在する指定事業所等、又は、今後県西部に所在地を置く指定事業所等については、指定申請等書類の提出先が以下のとおり変更となりますので、ご留意の上、必要な手続きを行ってください。

1. 変更時期

令和2年4月1日

2. 主な移管事務

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく次の事務

- ① 事業者等の指定申請書（変更指定・指定更新を含む。）の受理、送付
- ② 事業者等からの変更、廃止、休止、再開の届出に関する事務
- ③ 報酬算定に係る届出の受理、送付（処遇改善加算等に係る届出を除く）
- ④ 事業者等の指導・監査に関する事務

3. 各種申請・届出について

指定申請関係

【ア. 新規指定申請、変更指定申請及び指定更新申請について】

- ① 令和2年6月1日指定（変更・更新）分
（申請窓口：障がい福祉課）
令和2年3月31日までに障がい福祉課へ申請書類を提出してください。
- ② 令和2年7月1日指定（変更・更新）以降分
（申請窓口：石見指導監査室）
令和2年7月1日以降指定予定日の2ヵ月前までに、石見指導監査室へ申請書類を提出してください。

届出関係

【イ. 変更届について】

変更年月日が令和2年4月1日以降のもの
（届出窓口：石見指導監査室）

○令和2年4月1日以降に石見指導監査室へ届出書類を提出してください。（変更のあった日から10日以内に提出すること）

また、変更年月日に関わらず、届出日が令和2年4月1日以降になるものにつ

いても、石見指導監査室へ提出してください。

【問い合わせ等について】

変更届に係る問い合わせ等については令和2年3月末までは障がい福祉課で受け取ります。(必要に応じ石見指導監査室へ引継ぎを行います)

【ウ. 報酬算定に係る届出について】

算定する単位数が増える場合

① 令和2年4月に増えるもの(届出窓口：障がい福祉課)

○令和2年3月15日までに障がい福祉課へ届出書類を提出してください。

※前年度実績が要件となっている報酬、加算について

○就労系サービスで当該加算等を4月から算定することについて利用者等に十分な説明を行っている場合には、令和2年4月15日までに届出を行えば、4月から当該報酬、加算を算定して差し支えありません。この場合、届出先は石見指導監査室となります。

○児童発達支援、放課後等デイサービスの基本報酬区分の変更、看護職員加配加算の算定及び児童指導員等加配加算(Ⅱ)の算定(報酬区分の変更がある場合に限る)に係る届出は、令和2年4月末までに行えば、4月分からの変更が可能です。この場合、届出先は石見指導監査室となります。

② 令和2年5月以降から算定するもの(届出窓口：石見指導監査室)

○令和2年4月1日～15日までの期間に、石見指導監査室へ届出書類を提出してください。

加算等が算定されなくなる場合(算定する単位数が減る場合)

○加算等が算定されなくなる又は算定する単位数が減る場合は、速やかに届出を行ってください。

- ・算定されなくなる事由の発生日が令和2年3月末までの場合
⇒障がい福祉課へ届出をしてください。
- ・算定されなくなる事由の発生日が令和2年4月1日以降の場合
⇒石見指導監査室へ届出をしてください。

福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算について

○福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算に係る

届出事務については、引き続き障がい福祉課が所管しますので、従来どおり障がい福祉課へ届出してください。

4. 各指定事業所等の指定申請等の窓口

【県東部に所在する事業所等】

島根県健康福祉部障がい福祉課 自立支援給付グループ
〒690-8501
松江市殿町1番地（県庁第2分庁舎1階）
TEL：0852-22-5239 FAX：0852-22-6687

【県西部に所在する事業所等】

島根県健康福祉部地域福祉課 石見指導監査室
〒697-0041
浜田市片庭町254番地
TEL：0855-29-5544 FAX：0855-29-5547

中核市移行に伴う各種申請・届出について

【指定(変更・更新)申請】

	指定(変更・更新)年月日	
	R2.6.1	R2.7.1以降
申請窓口	障がい福祉課	石見指導監査室
提出期間	R2.3.31まで	R2.4.30まで

【変更届】

	変更年月日
	R2.4.1以降
届出窓口	石見指導監査室
提出期間	変更日から10日以内

※変更年月日に関わらず、届出日が4月1日以降の場合、窓口は石見指導監査室になります。

【報酬算定に係る届出】

○報酬算定額が増の場合

	算定開始月	
	R2.4月	R2.5月以降
届出窓口	障がい福祉課	石見指導監査室
提出期間	R2.3.15まで	前月の15日まで

※前年度実績を要件とする場合は4月15日までに石見指導監査室へ提出してください。

○報酬算定額が減の場合

	報酬減となる要因の発生日	報酬減となる要因の発生日
	R2.3.31まで	R2.4.1以降
届出窓口	障がい福祉課	石見指導監査室
提出期間	報酬減となる要因の発生後速やかに	報酬減となる要因の発生後速やかに

○福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算

※処遇改善加算関係事務は引き続き県西部の指定事業所等分も障がい福祉課で行います

・R2計画書(R2.4～算定する場合)

届出窓口	障がい福祉課
提出期間	R2.4.15まで

・R1実績報告

報告窓口	障がい福祉課
提出期間	R2.7.31まで